

評価

※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	・町が税金を投入して行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	介護保険法及び厚生労働省令により実施を義務づけられているが、包括だけではセンターの他の業務に対応できないため委託は妥当である。
	・時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	将来的な介護保険財政への影響と住民の保健・医療・福祉の向上及び増進のためには必要である。
	・事業の対象・目的は適切ですか。	●適切 ●不適切	理由	個々の状態にあった介護予防サービスを提供し、要介護状態にならないようするための介護予防ケアマネジメント事業であり、適切である。
有効性	・現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	●いる ●いない	理由	個々の利用者について半年に1回、目標達成状況を評価し、プランを見直すことが義務付けられており、要介護状態への移行を減らす成果が見込まれる。
	・成果を向上させる余地はありますか。	●ある ●ない	理由	サービス事業所職員の介護技術等のスキルアップや介護予防制度の浸透により、成果に向上が見込まれる。
	・事業を行わない場合の影響はありますか。	●ある ●ない	理由	法改正により介護予防に重点をおいた事業であり、受身的にサービスを利用するだけでなく、高齢者自らも介護予防に取り組むようにならなければ、介護給付費をおさえることはできない。
	・類似事業との整理統合はできませんか。	●できる ●できない	理由	類似事業はない。
効率性	・直接事業費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	今後、高齢化の進行により、予防給付対象高齢者の増加が予想され、委託事業所のケアマネジャーの負担を考慮すると委託料削減は困難である。
	・人件費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	介護保険法により包括支援センターが主体的に取り組まなければならない事業であるため、削減はできない。
	・受益者負担は適正ですか。	●はい ●いいえ	理由	受益者負担はない。

改善

改善策	1次評価	妥当性	介護保険法第8条の2により、委託は妥当である。
		有効性	制度改正に伴う介護予防を重点に評価をふまえた見直しが義務づけられている為、有効と思われる。
		効率性	予防給付は包括の業務であり、委託を増やせば効率的であるが、委託事業所のケアマネが増える予定もなく、ケアプラン作成料が介護プランに比較し低く抑えられている為、これ以上の委託は望めない。
		課題に向けた改善策	予防給付は包括の業務であり、委託を増やせば効率的であるが、限られた事業所のケアマネ数では、これ以上の委託は望めない。
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり。
		有効性	要支援者数は毎年確実に増加してきているので、利用者の意向を十分に把握し、施設とも連携しながら介護サービスの提供に支障がないよう体制づくりに努めること。
		効率性	経費の執行については適正に行うこと。

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次	
	●			このまま事業を継続
		●		事業内容を見直して事業を継続
				事業費を見直して事業を継続
	1次	2次	3次	
				類似事業と整理統合
				事業の休止
				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。